

# 教kyo文bun研kenだより

## CONTENTS

### 学校教育における部活動を考える

早稲田大学スポーツ科学学術院准教授 中澤 篤史



神奈川県教育文化研究所のカリキュラム総合改革委員会第2グループでは、「チーム学校」、サポートスタッフとの協働の推進を研究テーマに研究協議を進めています。児童生徒を取り巻く多様化・複雑化する教育問題や教職員の働き方に対応するための「チーム学校」のあり方はもとより教職員の「本務」についても目を向けていかなければならないと考えています。

さて、今日、教職員の多忙化の解消に向けた議論、とりわけ学校教育における部活動の問題は避けて通ることはできません。そこで、今回の教文研だよりでは、「そろそろ、部活のこれからを話しませんか」の著者でもあり、学校教育における部活事情に詳しい早稲田大学スポーツ科学学術院の中澤篤史先生に論考をお願いいたしました。



「そろそろ部活のこれからを話しませんか」

「報告書」や「教文研だより」は神奈川県教職員組合のホームページからも見ることができます。

神奈川県教育文化研究所



## 学校教育における 部活動を考える

早稲田大学スポーツ科学学術院  
准教授

中澤 篤史

みなさん、朝井リョウさんの小説『桐島、部活やめるってよ』を知っていますか。映画化もされて話題になりました。注目したいのが、タイトルです。桐島という生徒が部活をやめたら、「えーなんで、部活やめちゃうの!？」とみんな驚いてしまう。インパクトのあるタイトルですよ。裏を返すと、それほどまでに生徒が部活をするのが当たり前、学校に部活があるのが当たり前になっている、ということです。

しかし、本当に部活は当たり前の存在なのか？そんな疑問を私は持っています。当たり前に思われる部活を、いったん疑ってみることは大切です。部活を疑うことで、部活に潜む問題を根本的に考え直したりすることができますし、部活の良いところをあらためて発見することもできるでしょう。

教師の負担や生徒の怪我など、部活の過熱化が問題になる昨今だからこそ、部活とは何なのか、とイチから考え直すべきだと思います。

### 部活は日本独特の文化

部活は当たり前ではない、と私が考える理由は、部活が日本独特の文化だからです。日本では馴染み深い部活ですが、はたして海外の様子はどうなっているのか。スポーツに絞って国際比較を試してみましょう。

表に、世界34カ国で青少年のスポーツがどこで行われているのかを整理しました。もっとも多くの国が当てはまるパターンは、学校の部活と地域クラブの両方で青少年スポーツが行われている「学校・地域両方型」で、20カ国が当てはまります。ただし、「学校・地域両方型」のほとんどの国では、部活動があるものの、地域クラブの方が盛んです。

次に多いパターンが、地域クラブが青少年スポーツの中心になっている「地域中心型」で、9カ国が当てはまります。とくにドイツは、部活はほとんどありませんが、地域クラブがとても盛んです。

ここでいう地域クラブには、地元のボランティアが運営するもの、営利目的の企業が運営するもの、行政主導で運営されるもの、キリスト教の教会が運営するものなど、さまざまな形態のものが含まれています。

そしてもっとも少ないパターンが、学校の部活が青少年スポーツの中心になっている「学校中心型」で、日本を含めた5カ国です。といっても、日本以外の国が「学校中心型」である理由は、地域のクラブが未発達なためで、部活そのものの規模は大きくありません。青少年スポーツの中心が学校の部活にあり、かつ大規模に成立している日本は、国際的に非常に珍しいのです。

表 諸外国の青少年スポーツ

学校中心型	学校・地域両方型		地域中心型
日本	カナダ	ポーランド	ノルウェー
中国	アメリカ	ソ連(現ロシア)	スウェーデン
韓国	ブラジル	イスラエル	フィンランド
台湾	スコットランド	エジプト	デンマーク
フィリピン	イングランド	ナイジェリア	ドイツ
	オランダ	ケニア	スイス
	ベルギー	ボツワナ	ザイール(現コンゴ)
	フランス	マレーシア	イエメン
	スペイン	オーストラリア	タイ
	ポルトガル	ニュージーランド	

(出典) 中澤篤史(2017)『そろそろ、部活のこれからを話しませんか』大月書店、p.11。

### 「部活をしなさい」と命じる法律は無い

では、国際的に珍しい日本の部活は、なぜ成立しているのでしょうか。法律が決めたから？そうではないんです。意外に思われるかもしれませんが、「部活をしなさい」と命じる法律はありません。部活は、あくまで「自主的な課外活動」なのです。

法体系を詳しく見ても、日本国憲法にももちろん部活は出てきませんし、教育基本法でも学校教育法でも施行令・施行規則でも、部活を実施しろ、なんて書かれていません。最後の学習指導要領でようやく「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」という表現が出てきます。

つまり部活は「自主的」な活動で、教育課程に含まれません。教育「課」程の「外」にある、「課外活動」ですね。

だから部活は、授業とは違って、その内容や形式や人材は、制度的に決まっていません。どの部を設置するか、どんな中身で活動するか、どれくらいの日数や時間で活動するかなどは、各

地域や各学校や各教師の判断に任されています。

教師に任されていると言っても、みなさんご承知の通り、大学での教職課程で、部活に関する授業は用意されていませんよね。教師は現場に出て初めて、部活の指導と運営の方法を模索することにならざるを得ません。こう考えると部活は、制度と呼ぶことができないほどあいまいなもので、むしろ学校現場の実践が積み重なってできあがってきた慣習と言えます。

昨今、この部活がやり過ぎ状態になって、教師を苦しめる実態も問題視されてきました。経験が無い種類の部活を任された、土日も休日も部活で休めない、生徒や保護者との関係づくりに四苦八苦…。苛酷な教師の勤務状況を改善することは、早急に取り組むべき重要課題です。

### 教師の苛酷な勤務状況

部活のやり過ぎで、教師は苛酷な勤務状況を強いられています。たとえば、勤務時間の問題を取り上げてみましょう。教師も労働者ですから、当然、勤務時間は決まっています。横浜市立中学校の場合、標準の勤務時間は8時30分から17時00分までです。45分の休憩時間を除くと一日7時間45分で、週五日勤務で計38時間45分働くこととなります。

その上で、一般の労働者の場合は、法的に定められた協定手続きを踏めば、時間外勤務もありえます。しかし教師には、そうした手続きが認められておらず、原則として時間外勤務を命じることができません。ただし、時間外勤務は原則的に禁止される一方で、例外的に、「校外実習」「修学旅行」「職員会議」「非常災害」の4つの場合だけは認められています（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令）。

しかし、部活はこの「例外」に含まれていません。だから、先ほどの勤務時間パターンで言うと、平日の勤務開始時刻の8時30分以前に行われる部活の早朝練習や、勤務日でない土日・休日の活動は、認められていないはずの時間外勤務になります。さらに、平日の勤務終了時刻の17時00分以後に行われる放課後の部活ですら、教師の法的な勤務時間には含まれません。

あまりにも実態とかけ離れた法制度ですが、

みなさんをご存じだったでしょうか。もし知らなかったという方がいたら、ご自身の働き方、今一度、見直す必要があるかもしれません。

では、時間外勤務の実態は違法なのでしょう。時間外勤務が強いられる労働環境を不服として、教師が起こした裁判があります。しかし、教師の請求は認められませんでした。その理由は、校長は時間外勤務を命じたわけではないし、法制度上、命じることができない。実態としての教師の「時間外勤務」は、教師自身が「自主的に」時間外勤務をしていると考えられる…裁判所はそんな風に解釈したのです。

このように勤務時間については、法律的なロジックと学校現場の実態には大きなズレがあります。その結果、教師は苛酷な勤務状況を強いられています。さらに裁判結果を見ても、そうした状況がきちんと救済されるとは限らないのです。

### 国の政策動向

教師の負担問題を解決するために、国は、どのような政策を進めているのでしょうか。

文部科学省は、2016年4月に学校現場の「業務の適正化」をめざす専門チームを立ち上げて、6月にその検討結果を報告しました。そこでは、「部活動の負担を大胆に軽減する」と打ち出されて、「休養日の設定」、「ガイドラインの策定」、「部活動指導員の制度化」などが示されました。

2017年1月には、文部科学省初等中等教育局とスポーツ庁が、休養日設定を含んだ「運動部活動の適切な運営」を求める通知を出しました。3月には、学校教育法施行規則が改正されて、部活動等の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする学校職員として「部活動指導員」が新設されました。合わせて中学校学習指導要領が改訂され、部活に「持続可能な運営体制を整え」ることが求められました。

続いて5月から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」が開始され、2018年3月にガイドラインが公表されました。このガイドラインには「総合的」という言葉が付いています。そのわけは、大阪市立桜宮高校での体罰事件を機につくられた2013

年の「運動部活動での指導のガイドライン」を踏まえているからです。今回、「指導」だけではなく、運営や管理、あり方全般を見直すために「総合的なガイドライン」がつけられました。

この総合的なガイドラインは、「適切」「合理的」「効率的・効果的」な部活のあり方として、週2日の休養日を設定しよう、平日の活動時間は2時間程度にしよう、と具体的な規制を提言しました。

この意義は大きいですが、本当に実現するのかどうか？ そんな疑いが拭えないわけは、これまでも国の提言は行われてきたけれど、きちんと守られてこなかったからです。先述したように、そもそも部活は、「自主的な課外活動」なので、政策的な規定がおよびにくいのです。

部活は制度と言うよりも慣習ですから、部活の問題とは、突き詰めると「慣習の問題」です。だから、その解決には「慣習の変化」こそが効果を発揮します。つまり、国の政策とは別に、現場レベルで解決に向けて動き出すことが大切なのです。

### 現場レベルの処方箋

では、現場レベルで何をどうすればいいのでしょうか。最後に、顧問教師の負担の問題を解決していくために、現場レベルでできることを4つ述べます。

①部活の規模を見直すこと。いまの部活はやり過ぎの状態、そのしわ寄せが顧問教師にきています。言い換えると、部活の持続可能性が危ぶまれています。

だから、部活を「適正な規模」に見直す必要があります。具体的には、生徒の強制参加をやめる、部活の数を抑制する、活動時間を減らす、活動日を制限する、ノ一部活デーを設ける、顧問をローテーション制にするなど。負担に苦しむ教師を救うために、そしてこれからも部活をなんとか残すためにも、無理なく持続できる規模に転換すべきです。

②労働の論理を導入すること。教師は部活に仕事としてかわるので、「労働の論理」を取り入れて、勤務時間や賃金・手当、災害補償などの労働条件が十分に整備されなければなりません。顧問教師の労働条件を上げるために

は、当然、予算の問題にぶつかります。だからこの提案は、部活の規模縮小とセットにならざるを得ません。

ただし、こう言うと、「生徒の成長のために部活は必要だ」という教育の論理や、「スポーツの発展のために部活が必要だ」というスポーツの論理にもとづいて、反論が来るでしょう。

しかし、教育やスポーツのために必要な部活を支えているのは教師です。その教師を支えるためにも、労働の論理を忘れてはいけません。

③職員会議を活用すること。部活の顧問は、一般的に、校務分掌にもとづく包括的な職務命令として理解されていて、勤務時間中であれば、基本的に教師は顧問を拒否できないと解釈されてきました。この解釈は実態に合わないのが問題も大きいのですが、ひとまずそのような理解がなされています。

そこで現場の工夫が大切になってきます。たとえば校務分掌をどう組むかとか、職務命令をどう出すかなどは、現場で決めることができます。その話し合いを行うのが、職員会議のはずです。職員会議で、部活のホンネを語るころから始めてほしいです。

④生徒の気持ちへの向き合い方。教師が大変だから部活を縮小しようとする、「生徒がかわいそう」という反論が必ず起きます。さて、どうしましょう。

そうした時こそ生徒に、部活ができるのは教師のおかげ、という当たり前の事実を教えてください。いまの部活の問題のひとつは、部活ができることへの感謝や、自分がしたいことをすることの責任を、生徒自身に知らせないまま、考えさせないままにしていることだと思います。

大好きな部活ができたのは、教師の支え（＝犠牲）があったから。その事実を、生徒が自覚できれば、長時間部活が見直されるとともに、生徒もより一歩、大人へと成長するのではないのでしょうか。

もっとみなさんと部活の話をしたところですが、紙幅が尽きてしまいました。続きは、拙著『そろそろ、部活のこれからを話しませんか 未来のための部活講義』（大月書店、2017）をお読みくださいませ。